

シンガポールにおける特許出願制度

概要



オンダ国際特許事務所
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

金森晃宏
(弁理士)

特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生として日本貿易振興機構(ジェトロ)に出向し、2014年10月～2016年3月までジェトロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェトロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(2016年度)」および「ASEAN 法律事務所調査(2017年度)」にも協力。

■特許出願手続の流れ

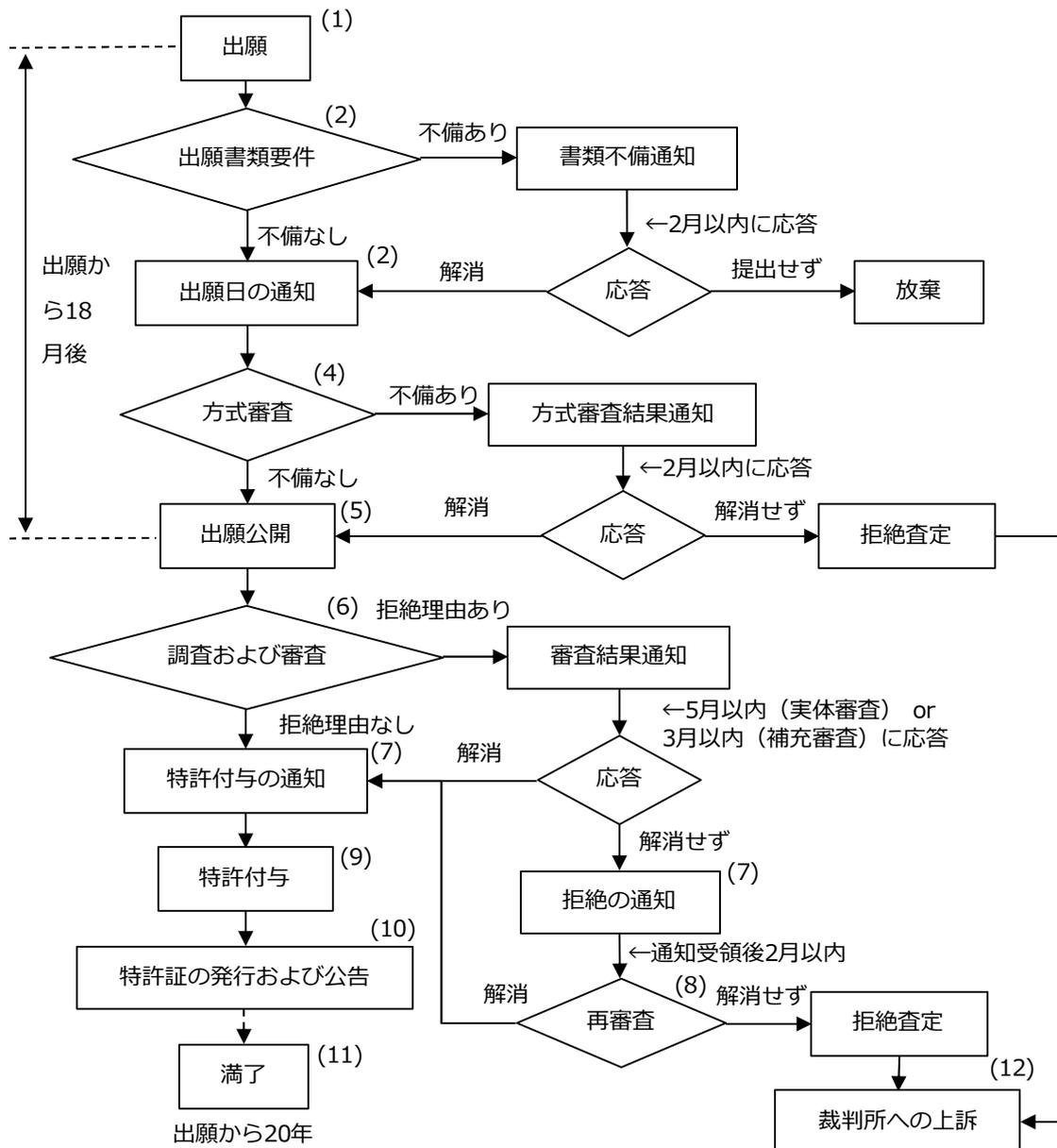
シンガポールにおける特許出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■詳細および留意点

(1) 出願

- ・記載言語は、英語であり、出願書類には下記のものを含める(特許法第25条)。
 - (a) 特許付与を求める願書
 - (b) 明細書、これに含まれる発明の説明、クレームおよび当該説明またはクレームにおいて言及される図面
 - (c) 要約
- ・優先権を主張する場合、最初の出願がなされた日から12月以内に英語で出願しなければならない(特許法第17条)。
- ・特許協力条約に基づく国際特許出願(PCT出願)の場合、優先日または国際出願日から30月以内に国内移行手続を行わなければならない、国際特許出願が英語以外の言語でなされた場合には、同期間内に翻訳文を提出しなければならない(特許法第86条、特許規則86)。
- ・出願人は、原出願が取り下げられ、放棄されまたは特許を付与される前であれば分割出願を行うことができる(特許法第26条(11))。

- ・シンガポールには、実用新案制度がないため、実用新案登録出願への変更出願は認められない。
- ・日本国特許庁で特許可能と判断された発明を有する特許出願については、特許審査ハイウェイ（PPH）を利用することができる。



(2) 出願日の通知

- ・特許出願の出願日は、シンガポール知的財産庁登録局に提出される書類が次の条件を満たす最初の日となる（特許法第 26 条（1））。

(a) 特許を求めていることが当該書類で示されていること

(b) 当該書類で特許出願人が特定されること

(c) 当該特許出願を求める発明の説明となるか若しくは説明となると認めら

れる事項、優先権を主張する場合には、優先権情報および優先権証明書

・要件を満たさない場合には、登録官から出願日を取得するために他に何を提出しなければならないかが通知され、通知から2月以内に出願人は書類の提出等ができる（特許法第26条（3）、特許規則26）。書類を提出しなかった場合には、出願は放棄されたものとして取り扱われる（同条（4））。

・要件を満たす場合には、当該特許出願の出願日が通知される（同条（6））。

(3) 特許要件

・発明が特許されるためには、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が必要である（特許法第13条（1））。このうち、新規性については、優先日または出願日の前12月の新規性喪失の例外の適用（グレースピリオド）が認められる（特許法第14条）。

・公表または利用により不快な、不道德なまたは反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性がない（特許法第13条（2））。

・人若しくは動物の体の外科術若しくは治療術による処置方法または人若しくは動物の体について行う診断方法の発明は、産業上利用可能であるとは認められず、特許を受けることができない（特許法第16条（2））。

(4) 方式審査（予備審査）

・出願日を認められた出願は、登録官により方式要件を満たすか否かの審査が行われる（特許法第28条（1））。

・方式要件を満たしていない場合には、その旨が出願人に通知される（同条（4））。出願人は、通知から2月以内に登録官の決定に対して意見を述べることで、または補正をすることができる（特許規則34）。不備が解消しない場合、登録官は、出願を拒絶することができる（同条（5））。

・方式要件を満たしている場合には、その旨が出願人に通知される（同条（11））。

(5) 出願公開

・出願日を有する出願は、出願日または優先日から18月後に公開される（特許法第27条、特許規則29）。

(6) 調査および審査

・出願人は、調査および審査について、以下の4つのオプションの1つを選択できる（特許法第29条）。

（オプション1）調査の請求後、実体審査の請求

（オプション2）調査および実体審査の同時請求

（オプション3）所定の特許庁に行われた対応外国出願またはPCT出願の調査結果に基づく実体審査の請求

（オプション4）所定の特許庁に行われた対応外国出願またはPCT出願の調査および審査結果に基づく補充審査の請求

・オプション1では、調査の請求は、出願日または優先日から13月以内にしなければならない。実体審査の請求は、出願日または優先日から36月以内にしなければならない（特許規則38, 43（1））。

・オプション2では、調査および実体審査の請求を出願日または優先日から36月以内にしなければならない（特許規則43（1））。

・オプション3では、実体審査の請求を出願日または優先日から36月以内にしなければならない（特許規則43（1））。

・オプション4では、補充審査の請求を出願日または優先日から54月以内にしなければならない（特許規則43（3））。

・所定の特許庁は、オーストラリア、カナダ（英語出願）、日本、ニュージーランド、大韓民国、イギリス、アメリカの各特許庁、および欧州特許庁（英語出願）が該当する（特許規則41）。

・実体審査では、新規性、進歩性、産業上の利用可能性等について審査が行われる（特許規則46（1））。実体審査において、拒絶理由が発見された場合には、出願人に対して審査官の見解が書面で通知され、出願人は、通知から5月以内に補正等により応答することができる（同（4））。

・補充審査では、クレームが明細書によってサポートされているか等の審査が行われる（特許規則 46（1A））。補充審査において、拒絶理由が発見された場合には、出願人に対して審査官の見解が書面で通知され、出願人は、通知から 3 月以内に補正等により応答することができる（同（4A））。

（7）特許付与または拒絶の通知

・登録官は、審査官が作成した審査報告または補充審査報告が未解決の拒絶理由を含まない場合には、出願人に特許付与手続を進める許可を通知し（特許法第 29A 条（1））、未解決の拒絶理由を含む場合には、特許出願を拒絶する旨を通知する（同条（3））。

（8）再審査

・出願人は、特許出願を拒絶する旨の通知を受けた場合、再審査を請求できる（特許法 29A 条（4））。再審査の請求は、通知の日から 2 月以内に、未解決の拒絶理由を覆すための書面を提出し、場合により補正をして行う（特許法第 29B 条、特許規則 46A（2））。

（9）特許付与

・特許付与手続を進める許可の通知を受領後、特許付与の条件がすべて満たされた場合に特許が付与される（特許法第 30 条）。

（10）特許証の発行および公告

・特許の付与後、特許の所有者に特許証が送付され、特許が付与された旨が公告される（特許法第 35 条）。

（11）存続期間

・特許の存続期間は、出願日から 20 年である（特許法第 36 条）。

(12) 不服申立て

- ・登録官の決定に対しては、裁判所へ上訴することができる（特許法第90条）。

■ ソース

シンガポール特許法

シンガポール特許規則

シンガポール知的財産庁ウェブサイト

(<https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process>)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)